

## 平成24年度第1回バリアフリー吹田市民会議 議事録

開催日時：平成24年6月7日（木）午前10時～11時15分

開催場所：吹田市役所 第4委員会室

出席者：バリアフリー吹田市民会議委員

由佐会長、野々瀬副会長、伊藤委員、樋口委員、長井委員、中島委員、中村委員、徳永委員、杉本委員

市出席者

地域教育部生涯学習課 柿本課長 同 山口主査、高齢福祉室高齢政策課 河淵課長代理、同 金崎主査、資産経営室 加藤主査、同 馬場主任、同 長江主任、株式会社小河建築設計事務所 木村氏  
（事務局）田淵室長、宮田総括参事、大市参事

傍聴人 0人

会議次第：1 開会

- ① 委員の紹介
- ② 市職員の紹介

2 案件

吹田市吹二地区公民館及び吹田市吹二地区高齢者いこいの間について  
資料・・・吹田市吹二地区公民館及び吹田市吹二地区高齢者いこいの間  
施設概要、平面図

《議事要旨》

会 長；挨拶

それでは、本日の案件であります、吹田市吹二地区公民館及び吹田市吹二地区高齢者いこいの間について説明をお願いします。

担当課；挨拶、概要説明

会 長；それでは、何かご質問等ございますか。

A委員；2つ質問かあります。まず、雨天で汚れていても、車いすのまま室内に入れま  
すか。和室にはいけますか。

次に、ドアの誘導チャイムは常時鳴っている状態ですか。

担当課；車いすの汚れなどは、ピロティ部分には屋根となっているので、少し拭いてい  
ただくなどして入っていただき、室内は車いす対応となっています。和室につ  
いては入り口部分に2センチほどの段差もあり、基本的には車いすでの入室は  
考えていません。

玄関の誘導チャイムについては、切り替えが可能です。

A委員；どのような鳴り方なのですか。センサー対応なのか、ずっと鳴っているのです  
か。

担当課；センサーは付いておらず、朝晩にスイッチを入れたり切ったりしてもらい、ずっと鳴っているタイプとなります。音量調節は可能です。

A委員；分かりました。

B委員；チャイムのスイッチの入れ忘れは問題です。どのように管理するのですか。駐車場の数は2つありますが、将来的に増やしていくのですか。

担当課；公民館には事務員が常駐し、スイッチのオンオフは鍵を開けるなどと同じに業務の一つであります。

公民館は、原則的には、1小学校区に1つあり、車での来館は予定していません。駐車場を利用される方として、障がい者や遠方からの講師の方が車で来られるときなどのために設置していますので、台数は2台を考えています。

B委員；これなくなる人もいるのでは、駐車場が障がい者用も含めて2か所では少ないです。場所が移動するため、今までの公民館からも遠くなる人もいるので、車いすの人はこれなくなるので増設をお願いしたいのですが。

会 長；ほかに駐車場のスペースはあるのでしょうか。

担当課；駐車場につきましては、基本的に歩いてくる施設であり2台でお願いしたいです。

A委員；同じ町内の移転であり車いすでも移動は可能ではないですか。

会 長；将来的にでも車いすの方も含めより多くの方が来やすいようにできないのでしょうか。別途ほかのところに作れないのか計画も含めて方法はないですか。

担当課；どうしても地域での需要があれば、駐車場奥に設置するいこいの広場を壊して舗装すれば駐車場に転用はできますが、当面は芝生広場として利用したいと考えております。

会 長；近隣での駐車場は今のところはないということですか。

担当課；そういうことです。

会 長；駐車場については、後日の検討課題としてください。よろしいでしょうか。ほかに、ございますか。

C委員；いこいの間と公民館の施設管理はそれぞれの施設で行うのですか。

担当課；営繕や管理費用は、それぞれの所管で実施し、大規模な修繕などの場合はその時に話し合うこととなります。

C委員；入口の鍵の管理等は、どちらかの施設が休みの時などどうするのですか。

担当課；いこいの間と公民館は、全く別の出入口であり、連携していません。

会 長；電気のブレーカーが落ちた場合など緊急時はどうするのですか。

担当課；道路から入ってすぐの屋外掲示板横にメーター盤があり、メーターもブレーカーも別系統となっており、別々の管理となっています。

C委員；管理人は常駐しますか。

担当課；公民館の開館時間は、午前10時～午後10時までで、火曜日が休館日となっ

ております。事務員は、昼の休憩時間を除く午前10時～午後5時までの間常駐しております。

担当課；いこいの間は、各地区の高齢クラブさんに管理運営をしていただいております。

会 長；いこいの間の鍵の管理等はどのようになるのですか。

担当課；基本的には地元の高齢クラブさんへ鍵はお預けしております。地区によって共同で管理している場合もあり、全体の消防機器などの設備点検時等の必要に応じて対応していただいております。

D委員；いこいの間の開館時間は地域におまかせして使用時間は限られていないのですか。

担当課；基本的には休館日は、公民館と同じですが、地元事情により、随時の利用はあります。開館時間といたしましては、10時～4、5時を目安に利用していただくのが、ほとんどです。高齢者の方ですので、夜にはあまり利用はございません。地元事情により夜に高齢クラブの会合をされる場合もございますが、基本的には4、5時までの時間帯でご利用いただくのが主流でございます。

会 長；よろしいでしょうか、ほかにございますか。

B委員；駐車場の幅は、障がい者用は3.5m、思いやり駐車場は3m、一般用は2.5mですが今回は2.5mでしょうか。

担当課；障がい者用は3.5m、一般用は2.5mです。

B委員；思いやり駐車場は3mで、杖を突いている方や妊婦の方が利用されるためのもので、徐々に広がっています。左右入れ替えて（障がい者用と一般用を）、かつ、思いやり駐車場の設置はできないのですか。人によって、車の入れる方向や駐車場の使い方は違います。

担当課；大阪府の福祉のまちづくり条例に基づいて、入り口に近いほうに障がい者用駐車場を設置しています。

会 長；駐車場スペースに50cm足せませんか。（一般用を思いやり用に）検討はできるのでしょうか。

担当課；大阪府の福祉のまちづくり条例に基づいて、入り口に近いほうに3.5m幅で、障がい者用駐車場を設置しています。

担当課；駐車場横のゴミ庫を小さくできたらできるかもしれませんが、地域との協議が必要となりますので検討させていただきたいです。

C委員；いこいの間から公民館に行くドア（いこいの間のトイレの間にあるドア）には、鍵があるのですか。

担当課；外へ出るドアで、勝手口の位置づけであり、公民館とはつながっておらず、中から行き来ができるようにはなっていません。

B委員；障がい者用の多機能トイレは、使い勝手が悪いです。車いす利用者はそこしか使えませんが、空いていればどなたでもお使いくださいと書いてあったりしま

す。障がい者が使いたくても関係のない人が使っていて使えないという、調査結果もあります。一般用でも障がい者が利用できるようにできませんか。

一般のトイレ内の個室用のドア幅が狭く、車いすでは、入れないので、広くし、引き戸にすれば、車いすでも使えるようになります。

オムツ替えシートは女子トイレは広いので、設置すればよいのではないのでしょうか。

担当課；トイレについては、他の公民館で和式のため、足の不自由な高齢者の方が、多機能トイレを使用される場合がございますが、こちらの公民館はすべて洋式であり一般用のトイレが利用できます。スペースにつきましては車いす用ではございませんが、スペースを広げるとブースの数が少なくなったりします。オムツ替えシートについては、公民館の調査では利用実態が非常に少ない状況にあります。公民館の利用者が高齢者が多く、子どもを連れた世代の利用が少ないためと考えています。

会 長；トイレ内のドアは広くできないのですか。

担当課；ベビーチェアが設置されているところでは、現在のところ広げられない状況です。多機能トイレを極力健常な方が使用しないような案内などで健常な方の一般用利用を促すようにしたいと考えております。

B委員；男子用の個室のドアは、引き戸にできるのではないですか。

会 長；多機能トイレが車いすご利用の方が使いにくいという状況のなかで、使用頻度からどなたでもお使いくださいとなっている場合があり、逆に車いすの方を優先していただきとかで確保できるのではないですか。

事務局；ノーマライゼーションや男女共同参画の基本理念から国土交通省も誰もが使いやすいものを推進しているので、検討してもらいたいと考えております。

A委員；視覚障がい者は、多機能トイレは使いづらいです。水洗用のボタンがどこにあるかもわからないので。運用の中で、車いすの方を優先するように促す貼り紙をするなど、工夫してほしいです。

階段のコントラストはどうですか。弱視の方は、段差の区別がつかないので内装の工夫をお願いします。

担当課；多機能トイレにつきましては、運用の中で車いすの方優先とさせていただきたいと考えております。また、室内の色などはまだ決まっていますが、考慮いたします。

会 長；女性は一斉にいかれ、トイレが込み合うことが多いですが、極力障がい者優先の取り扱いになるように、また、妙案があれば、お教えてください。

担当課；他の既存施設は年次的に改修工事を行い、和式を洋式に変更しています。足の悪い高齢者の方が利用しやすいようにしています。

A委員；公民館等において火災や災害発生時の対応は、避難誘導や防火管理責任者はど

のように訓練や周知徹底をしていますか。

担当課；消防のほうからも、年に2回、関係者・利用者を交えて、避難訓練を実施しています。避難経路等も作成しています。各公民館の防火管理者は生涯学習課長が、各地区公民館長が補佐役になっており、事務員が火元責任者となっています。

会 長；各施設に最低限の防火設備や避難誘導訓練、また、地域でも障がい者を含めた防災訓練を行っております。

会 長；ほかに、ございますか。

A委員；前回のバリアフリー吹田市民会議の後の、意見に対するフィードバックをいただいたことはとても良かったです。

会 長；特になければ、終了いたします。